

提案書記載項目等一覧(第一次審査用)
(インバウンド観光誘客促進業務)

別紙1

【注意事項】

- ・提案書に記載する内容は原則として全て本業務における実施義務事項として契約を締結するものであるが、企画の説明上、参考として記載が必要である場合は【参考・費用外】と明示し混同する可能性を排除すること。
- ・【参考・費用外】の事項については審査において評価しない。
- ・提案内容は文書で表し、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とし、図表等はその補助として用いること。
- ・提案書記載項目ごとに、対象とする提案を行うこと(当該項目には、仕様書には明記されていない項目も含むが、企画提案書は当該項目に従い作成すること)。

提案書記載項目		配点	評価のウェイト	評価基準
1. 提案内容	1 インバウンド観光誘客	70	10	・効果的で魅力のある誘客促進案が示されているか
	(1) 誘客促進案			
	(2) コンテンツの充実		5	・対象国のニーズに応じた3つ以上のコンテンツが示されているか。
	(3) 資源の掛け合わせや新規性		15	・圏域資源の掛け合わせや真新しいコンテンツ案が示されているか
	(4) 圏域市町の関わり		5	・圏域自治体が3以上関わっているとともに、意見交換の場などが示されているか。
	(5) コンテンツの磨き上げ		10	・FAMツアーの案(時期や参加者含め)が示されているか
	(6) プロモーションの工夫		10	・効果的なモニターツアーやインフルエンサー等によるプロモーション手法が示されているか。 ・富士五湖地域内における効果的なプロモーション手法が示されているか。
	(7) 販促ツールの作成		10	・販促ツールの案が示されているか。
	(8) 効果検証		5	・数値化された効果検証が示されているか。
合計		70	70	